

平成 20 年 9 月 22 日

台湾の携行手荷物申告不備に対する罰則強化に関する情報

このたび台湾当局から、『10 月 1 日以降、旅行者が台湾に手荷物で植物等を持ち込むことに対して、台湾到着時に税関及び植物検疫の申告を行わなかった場合には 3,000 台湾元以上の罰金を科せられる』旨の情報提供がありました。

台湾へ植物等を携行される場合には、入国時に必ず税関への申告及び植物検疫申請手続をされるよう、ご注意願います。

なお、台湾は、旅行者が手荷物としてリンゴやナシなどの生果実、イチゴやトマト、トウガラシなどの果菜類野菜を持ち込むことを禁止しておりますので、ご注意下さい。

不明な点に関しましては、植物防疫所にお問い合わせください。

農林水産省植物防疫所